

船上で使用するプラスチック管の性能基準に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

船上で使用するプラスチック管の性能基準に関する事項

改正理由

船上で使用するプラスチック管については、プラスチック管の性能基準及び耐火試験等に関する指針（IMO 決議 A.753(18)）に基づき承認されている。この指針に関し、プラスチックの代替として合成ゴムを使用することについて、IMO において議論が行われてきた。

その結果、2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会（MSC88）において、合成ゴム製の管もプラスチック管と同様に使用することが認められた。また、プラスチック管の性能等級として新たに 2 つの性能等級が加えられると共に、用途に応じて要求される性能等級の変更が行われ、当該指針の改正が IMO 決議 MSC.313(88)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.313(88)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) プラスチック管の適用対象を改めた。また、合成ゴム及び同等の熱的／機械的性質を有する材料はプラスチックとして扱う旨規定した。
- (2) プラスチック管の性能等級として、L1W 及び L2W を加えた。
- (3) 泡消火装置、スプリンクラ装置、バラスト、冷却水、甲板ドレン（内部）及び補助低圧蒸気に使用するプラスチック管に要求される性能等級の一部を改めた。